

1 策定方針

- ◎入間市障がい者福祉プラン（以下「プラン」という。）は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一本化したものとする。
- ◎国の障害者基本計画および県の埼玉県障害者支援計画を基として、入間市総合計画、元気ないるま福祉プラン（入間市地域福祉計画）、入間市子ども・若者未来応援プラン等との整合性を図りつつ、入間市の障がい者施策の基本方針、施策の方向性を示すものとする。
- ◎全体構成については、基本、現プランを踏襲したものとする。
- ◎施策については重点化を図るため、この3年間で特に行うべきものとする。

2 策定概要

【第1部】 総論

事務局（障害者支援課）が内容を検討し、審議会に報告する。

【第2部】 入間市障害者計画

- ◇障害福祉計画：障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画
- ①基本方針、重点課題については、事務局（障害者支援課）が内容を検討し、審議会に報告する。
- ②検討部会（以下「部会」という。）を設置する。部会では、現プランを基に施策及び施策に係る具体的な取り組みについて、内容の検討（継続・見直し等）を行う。※前回は、「地域部会」、「啓発部会」、「こども部会」の3部会。
- ③部会
- ・会長、副会長を除き、各審議会委員はいずれかの部会に属する。
 - ・部会ごとに部会長、副部会長を決定し、部会長を中心に施策等の検討を行う。
 - ・第3部の入間市障害福祉計画及び入間市障害児福祉計画における目標値の達成や見込み量の確保についても考慮し、検討を行う。

【第3部】 入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

◇障害福祉計画・障害児福祉計画

国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活を支援するため、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画で、障害者計画の実施計画にあたるもの。

・事務局（障害者支援課）が、国の基本指針や県の指示等に基づき、また本市のサービス利用量の現状等を踏まえ、事業の見込量を算出し、審議会に報告する。

【第4部】 計画の推進に向けて

事務局（障害者支援課）が内容を検討し、審議会に報告する。

【第5部】 資料編

事務局（障害者支援課）が内容を検討し、審議会に報告する。